

# 要介護認定について

介護認定のお問い合わせは

**西宮市 高齢介護課**

電話 0798(35)3133  
0798(35)3348

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

## 申請の方法

### ●申請書類の入手方法

市ホームページ(ページ番号97175112)からダウンロードできるほか、高齢介護課から郵送することもできます。また、本庁舎1階の高齢介護課11番窓口および各支所、サービスセンターの窓口でも配布しています。

### ●申請時の注意点

現在医療保険で、訪問看護やリハビリを利用している場合は、事前に利用中の医療機関へ介護認定の申請中であることを必ず伝えてください。これらのサービスについては、介護保険が優先して適用されるため、必要な手続きをせずサービスを利用した場合に本人負担額が10割になることがあります。

### ●介護保険被保険者証がお手元がない場合

申請書類と併せて「介護保険資格異動届兼証交付等申請書」を提出してください。(入手方法は上記「●申請書類の入手方法」と同じ)  
※介護保険被保険者証の再発行手続きは不要です。

### 2号被保険者の方

(40歳から64歳までの医療保険に加入している方)

- 特定疾病を理由に申請する2号被保険者の方は、申請書に医療保険被保険者証の写しを添付してください。
- 介護保険被保険者証の交付を受けていない方は、あわせて「介護保険資格異動届兼証交付等申請書」を添付してください。

### ■介護保険資格者証および介護保険負担割合証

申請の受付後、被保険者証の内容を記載した介護保険資格者証をお送りします。新規申請をした方には、介護サービスを利用するときの利用者の負担割合(1割～3割)を記載した介護保険負担割合証もお送りします。

### ■認定結果通知

申請から要介護認定の結果通知までには、通常30日程度かかります。要介護または要支援と認定された場合、有効期間開始日は申請日までさかのぼります。更新申請の場合は、前回の有効期間が満了する日の翌日が新たな有効期間の開始日となります。

### ■認定結果に不服があるときは

兵庫県が設置する「介護保険審査会」(電話 078-341-7711)に不服を申し立てることができます。まずは市の高齢介護課へご相談ください。

### ■緊急にサービスを利用するときは

状況により、認定結果が出る前に介護サービスを利用できる場合がありますので、お住いの地域の西宮市高齢者あんしん窓口または居宅介護支援事業者へご相談ください。

### ■「更新」の申請

認定には有効期間があります(介護保険被保険者証に記載されています)。引き続きサービスを利用したい場合は、更新の申請が必要です。更新の申請は、有効期間満了の60日前からできます。

### ■「変更」の申請

認定の有効期間内でも、心身の状態が変わった場合には、要介護状態区分の変更の申請ができます。

- ①申請書
  - ②認定調査について(アンケート)
  - ③介護保険被保険者証
- を **高齢介護課へ提出** (郵送または窓口へ持参)  
※各支所、サービスセンターでは提出できません。

## 主治医の意見書

事前に主治医から意見書作成の承諾をもらってください。  
市から主治医に対して医学的な見地による意見書の提出を依頼します。改めて受診が必要な場合は、主治医の指示に従ってください。

## 訪問調査

### 基本調査

申請から訪問調査まで通常2～4週間程度かかります。  
訪問調査は、あらかじめ決められた項目から選択する「基本調査」と項目選択では表現できない内容を記述する「特記事項」で構成された調査票を用いて行います。

### 特記事項

## コンピュータによる判定 (一次判定)

※「基本調査」と「意見書の項目の一部」をコンピュータに入力し、全国一律の基準に基づき介護に必要な時間を推計します。

## 介護認定審査会による審査判定

介護が必要な程度についての審査をします。

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	非該当
------	------	------	------	------	------	------	-----

### 状態の維持・改善可能性の審査

「要支援2」と「要介護1」は介護が必要な程度は同じですので、予防給付の適切な利用が見込まれるかどうか追加の審査をします。

#### ※予防給付の適切な利用が見込まれない状態像

- ① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ② 認知機能や思考・感情等の障害により十分な説明を行ってもなお、予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

## 要介護認定の結果

認定結果は介護保険被保険者証に記載して郵送にて通知します。

### 【要介護状態】

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
------	------	------	------	------

要介護1～5

### 【要支援状態】

要支援2	要支援1
------	------

要支援1・2

非該当
-----

事業対象者(※2)

## 西宮市高齢者あんしん窓口(※1)に相談

西宮市高齢者あんしん窓口では、介護保険以外のサービス等についても相談できます。

### 介護給付の利用

施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス
各施設に相談	居宅介護支援事業者へ相談	地域密着型サービス事業者へ相談

### 予防給付の利用

介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス
西宮市高齢者あんしん窓口へ相談	地域密着型介護予防サービス事業者へ相談

### 第1号事業の利用

介護予防・生活支援サービス
西宮市高齢者あんしん窓口へ相談

※1 西宮市高齢者あんしん窓口とは  
高齢者のくらしを守る総合相談・支援の拠点です。

※2 事業対象者とは  
第1号被保険者(65歳以上の方)であって、基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者の基準に該当した方のことです。  
なお、第2号被保険者については、事業対象者になりません。

# 介護保険で利用できるサービス

## ◆ 介護給付のサービス (要介護1～5の方が対象です)

まずケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスを組み合わせて利用します。

### 家庭を訪問するサービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）  
ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事援助を行います。
- 訪問入浴介護  
移動入浴車で家庭を訪問して入浴サービスを行います。
- 訪問看護  
看護師・保健師が家庭を訪問して療養の世話や診療の補助を行います。
- 訪問リハビリテーション  
理学療法士や作業療法士が家庭を訪問してリハビリテーションを行います。
- 居宅療養管理指導  
医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して療養上の管理・指導を行います。

### 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- 福祉用具貸与  
車いすや特殊寝台などを貸与します。
- 特定福祉用具販売（※）  
貸与になじまない腰掛便座や入浴用いすなどを購入できます。
- 住宅改修（※）  
手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅の改修ができます。  
※購入または改修を行う前に必ずケアマネジャーに相談してください。

### 日帰りで通うサービス

- 通所介護（デイサービス）  
デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。
- 通所リハビリテーション（デイケア）  
介護老人保健施設や病院・診療所でリハビリテーションを行います。

### 短期入所サービス

- 短期入所生活介護（ショートステイ）  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで短期間の入所者に食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。
- 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）  
介護老人保健施設などの医療施設で短期間の入所者に医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。
- 基準該当短期入所生活介護（ショートステイ）  
通所介護等の指定を受けた事業所が行うショートステイで、短期間の入所者に食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

### その他のサービス

- 特定施設入居者生活介護  
有料老人ホームなどが入居者に対して食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

## 地域密着型サービス

高齢者の身近な地域で、地域の特性に応じて多様な柔軟なサービス提供が可能となるように、導入されたサービスです。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間対応で行います。
- 地域密着型通所介護  
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
小規模の介護老人福祉施設サービスです。  
（原則として「要介護1・2」の人は利用できません。）
- 夜間対応型訪問介護  
夜間専門の訪問介護です。定期的な巡回や通報システムによりサービスが受けられます。

常に介護が必要で、自宅では生活が困難な場合に利用する施設です。

## 施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
食事・入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。基本的に医療行為は行いません。（原則として「要介護1・2」の人は利用できません。）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）  
病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたサービスを必要とする高齢者のための施設です。医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の世話などを行います。
- 介護療養型医療施設（療養病床）  
介護医療院  
急性期の治療が終わり、長期の療養が必要な高齢者のための医療機関です。医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います。

- 認知症対応型通所介護  
認知症高齢者に対応した小規模で行われる通所介護サービスです。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
認知症の高齢者が共同生活のできる住居において食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。
- 小規模多機能型居宅介護  
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援します。
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）  
小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護の提供を行います。

## ◆ 予防給付のサービス (要支援1、2の方が対象です)

西宮市高齢者あんしん窓口で相談してケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスを組み合わせて利用します。

### 家庭を訪問するサービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

### 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売（※）
- 介護予防住宅改修（※）  
※購入または改修を行う前に必ず西宮市高齢者あんしん窓口で相談してください。

### 日帰りで通うサービス

- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### 短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- 基準該当介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

### その他のサービス

- 介護予防特定施設入居者生活介護

## 地域密着型介護予防サービス

住み慣れた地域での生活を支えるため導入されたサービスです。

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
「要支援1」の人は利用できません。

## 要支援1・2、事業対象者の方のサービスについて

できないことを補うサービスではなく、本人の「できること」「したいこと」を一緒に探して、生活機能が向上することを目的とした支援を行います。

### ●基本的な支援●

- ①生活機能の低下の危険性を早期に発見し、短期集中的に支援
- ②サービス提供は、計画性を持ち一定期間ごとに見直し
- ③利用者の個性を重視した効果的なプログラム



## ◆ 第1号事業のサービス (要支援1・2、事業対象者の方が対象です)

西宮市高齢者あんしん窓口で相談してケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスを組み合わせて利用します。

### 家庭を訪問するサービス

- 予防専門型訪問サービス（ホームヘルプサービス）
- 家事援助限定型訪問サービス（ホームヘルプサービス）

### 日帰りで通うサービス

- 予防専門型通所サービス（デイサービス）

## 生活支援サービス